

(書式 1 - 2 - 4 - 1)

特定の動産を特定の相続人に相続させる場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する下記の絵画を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

記

作品名 〇〇〇〇〇〇
作成者 〇〇〇〇
種類 油絵
製作年 昭和〇〇年
寸法 縦：〇〇．〇〇センチメートル
横：〇〇．〇〇センチメートル

第2条 遺言者は、第1条記載の財産を除く、遺言者が相続開始時に有する一切の財産を、遺言者の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

特定の動産を遺言に記載する場合は、当該動産を他の動産と区別して特定することが重要である。特に同種の動産を複数所有している場合などは、可能な限り特徴を掲げ、製造番号などその動産に固有の情報があれば記載すべきである。

なお、家電であれば型式や製造番号、製造会社などを記載し、車両であれば車名、車台番号、登録番号など車検証に記載されている情報を記載するとよい。





* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所